⑷　刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用
　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正後の刑事収容施設法等で導入された、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、更生保護官署をはじめとする関係機関と連携し、適正な人材育成や制度広報を進める。また、制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導につながるよう、同制度の運用状況等の把握・分析を実施し、運用の在り方について検討して改善を図る。【法務省】（３―36）
⑸　少年に対する処遇における犯罪被害者等の情報の活用
　保護処分の執行に資するため、関係機関と連携の上、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、少年簿に適切に記載するよう引き続き努める。【法務省】（３―37）
⑹　仮釈放等における犯罪被害者等の意向への配慮
ア　地方更生保護委員会において、仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。【法務省】（３―38）
イ　仮釈放等審理における意見等聴取制度において犯罪被害者等から生活環境の調整に関する意見等を聴取した場合は、犯罪被害者等の意向等に応じ、加害者の帰住予定地が犯罪被害者等の居住地と近接していないか及び生活圏が同じでないかの把握に努め、必要に応じ、当該加害者に働き掛けるなどして他の帰住予定地の調整を行うなど、犯罪被害者等の意向等に配慮した生活環境の調整の実施に努める。【法務省】（３―39）
⑺　犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実
ア　地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置をとるに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。【法務省】（３―40）
イ　保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、犯罪等に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握して指導等を実施するとともに、犯罪被害者等の心情等を十分に考慮しながら誠実に対応するよう促すため、しょく罪指導を適切に実施する。【法務省】（３―41）
ウ　犯罪被害者等の意向等に配慮し、被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等を行い、謝罪及び被害弁償等に向けた保護観察処遇における効果的なしょく罪指導を徹底する。【法務省】（３―42）
⑻　更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度の利便性の向上
　更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、犯罪被害者等の最寄りの保護観察所でのオンラインによる聴取も可能としていることや、被害者担当保護司の同席が可能であること等についてもより一層の周知を行うなど、犯罪被害者等の利便性の向上に努める。【法務省】（３―43）
⑼　犯罪被害者等の意見を踏まえた制度の在り方についての検討
　更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、同制度の運用状況等の把握に努めるとともに、制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導等につながるよう、その在り方を検討し、必要な施策等を実施する。【法務省】（３―44）
⑽　医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等
　医療観察法に基づき、裁判所において実施している医療観察審判の結果通知制度について、必要な情報が犯罪被害者等に届くよう、冊子・パンフレット等を活用して、一層の周知を図る。
　また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度については、一部見直しを行い、令和６年１月から、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、引き続き円滑かつ適正に運用する。さらに、本情報提供制度の在り方について、制度見直し後の運用状況をはじめ、医療観察対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護の観点等を総合的に考慮した検討を行う。【法務省】（３―45）
⑾　医療観察対象事件における犯罪被害者等への配慮
　保護観察所において、医療観察対象事件における犯罪被害者等から相談等を受けた場合には、二次的被害を生み出すことがないよう十分配慮しつつ、誠実に対応するとともに、必要に応じて、相談等の内容を関係機関に共有する。【法務省】（３―46）
⑿　医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与に関する検討
　医療観察制度の目的である医療観察対象者の社会復帰の促進や医療観察対象者の個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ、犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること、それを医療観察対象者に伝えること等が入院中の医療観察対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。【厚生労働省】（３―47）

重点課題第４　支援等のための体制整備への取組

第１　現状認識と具体的施策の方向性

１　現状認識

　犯罪被害者等は、損害回復（損害賠償の履行確保）等のため法的支援を受けて民事訴訟の追行等をするほか、犯罪被害者等給付金や見舞金等の支給、医療費等の公費負担、社会保障による公的給付、住居支援等の経済的支援等を受けることがある（重点課題第１）。また、精神的・身体的被害の回復のため、被害の内容に応じた迅速かつ適切な医療やカウンセリングの提供を受けることがあるほか、加害者からの再被害を防ぐ必要もある（重点課題第２）。さらに、加害者に対する捜査及び公判段階において、刑事手続等に関与するほか、加害者処遇の段階においても、心情等の聴取や伝達に係る制度を利用することもある（重点課題第３）。
　このような個別の支援については、運用や制度そのものを更に拡充することはもとより、犯罪被害者等がその支援にたどり着くことができるように体制を整備する必要がある。犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気付き得ないことが多く、仮に気付いたとしても、被害に遭ったことや支援を必要とすることを周囲に打ち明けられない、支援に携わる機関・団体が様々あるために受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないといった声がある。その上、支援を受けるに当たって複数の機関・団体を訪れることが必要となる場合もあるところ、その機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されている。
　また、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができる」（基本法第３条第３項）ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に変化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められる。さらに、犯罪被害者等が居住する地域は様々であり、また、転居することもあり得る中で、「必要な支援等を途切れることなく受ける」（基本法第３条第３項）ことができるようにするためには地方公共団体間の広域的な連携体制を確保することも求められる。
　この点、令和６年度から、個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の個人情報を保護するためその同意の下で、都道府県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、同コーディネーターを中心に関係機関・団体等が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する多機関ワンストップサービス体制を全国的に整備する取組が開始された。今後、犯罪被害者等が居住地域にかかわらず必要な支援を受けられるよう、全国における同体制の整備・定着と犯罪被害者等支援の充実を図るとともに、支援に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化するほか、多機関ワンストップサービスにおいて重要な役割を担う民間被害者支援団体に対する援助を行う必要がある。